

介護予防サービス・支援計画の作成費（利用料）
＜令和6年4月1日現在＞

●介護予防支援費 442単位 (4,512円)

●介護予防ケアマネジメント費

ケアマネジメントA 442単位 (4,512円)

ケアマネジメントC 206単位 (2,103円)

●初回加算 300単位 (3,063円)

* 新規に介護予防サービス計画を作成した場合の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に加算します。

●委託連携加算

300単位 (3,063円)

* 指定介護予防支援事業所が、利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に加算します。

●高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

* 虐待の発生又はその発生を防止するための措置（虐待の発生又はその発生を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に減算します。

●業務継続計画未策定減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

* 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算します。

* 令和7年3月31日までの間は、減算を適用しません。

●地域区分や人件費割合の見直しにより、三島市は7級地、介護予防居宅介護予防支援の人件費割合は70%で、1単位10,21円になります。

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| <p>* 介護保険対象外の方はこの限りではありません。</p> <p>* いずれも、利用者の自己負担はありません。</p> |
|---------------------------------------------------------------|